
グリーンリストの改訂概要

環境省 大臣官房 環境経済課 環境金融推進室

グリーンリスト（付属書1別表）の位置づけ

- **目的：資金調達者の潜在的な需要を喚起し、またグリーンプロジェクト検討の際の目線を提供することにより質の担保にも貢献することで、グリーンファイナンス市場の発展を目指す。**
- グリーンリストは、ICMAのグリーンボンド原則において示されている資金使途の例示の分類を元に、国内外の知見や発行実績等を踏まえ、**グリーンプロジェクトとして整理され得るものを例示した**もの。
- いずれの項目に関しても、**包括的な分類を意図したものではなく、ここに記載の内容に限定されるものではない。**
- ネガティブな効果に関する指標は、**環境面からのネガティブな効果として想定される主要なものを列挙した**ものであり、事業内容等によっては、これら以外の環境面からのネガティブな効果もありうるほか、社会面からのネガティブな効果等も想定されることから、**個別事例に応じて検討することが重要。**（「付属書1 明確な環境改善効果をもたらすグリーンプロジェクトの判断指針」を参照）
- これらの観点から、以下の修正を実施。
 - 関係する政府の計画等や、現在の市場における発行動向及び国際的な議論の進展も踏まえて、記載を修正。
 - カバーページの注の性質を踏まえて整理を実施。一部記載箇所を変更。
 - プロジェクトの実施時に地域共生への配慮や、ネガティブな環境効果の例の記載を拡充。
 - 視認性の高いリストの性質を維持するため、小分類3-1及び大分類9に小見出しを追加。

(参考) 大分類一覧

大分類	
1	再生可能エネルギーに関する事業（発電、送電、機器を含む。）
2	省エネルギーに関する事業（省エネルギー性能の高い建築物の新築、建築物の省エネルギー改修、エネルギー貯蔵、地域冷暖房、スマートグリッド、機器を含む。）
3	汚染の防止と管理に関する事業（排水処理、温室効果ガスの排出抑制、土壌汚染対策、廃棄物の3R や熱回収、これらに関連する環境モニタリングを含む。）
4	自然資源・土地利用の持続可能な管理に関する事業（持続可能な農業・漁業・水産養殖業・林業、総合的病害虫・雑草管理（IPM）、点滴灌漑を含む。）
5	生物多様性保全に関する事業（沿岸・海洋・河川流域環境の保護を含む。）
6	クリーンな運輸に関する事業 （電動車、公共交通機関、鉄道、自転車、複合輸送、クリーンエネルギーを利用する輸送手段や有害物質の発生抑制のためのインフラの整備を含む。）
7	持続可能な水資源管理に関する事業（清浄な水や飲用水の確保のためのインフラ、都市排水システム、河川改修その他の洪水緩和対策を含む。）
8	気候変動に対する適応に関する事業（気候変動の観測や早期警報システム等の情報サポートシステムを含む。）
9	循環経済に対応した製品、製造技術・プロセス、環境配慮製品に関する事業（環境配慮型製品やエコラベルや認証を取得した製品の開発及び導入、再生材や再生可能資源等の環境負荷低減効果のある素材による包装、循環経済に関するツールやサービスを含む。）
10	グリーンビルディングに関する事業

改訂に向けた整理 付属書 1 本文

① 別表のライフサイクル全体の考慮に係る注記を本文に移動

(記載) 下記の観点については、あくまで明確な環境改善効果の判断に当たって参照し得るものであり、その全てを満たさなければグリーンプロジェクトと評価できない訳ではなく、案件の性質に応じ、それぞれの観点からの評価を踏まえて総合的に判断することが望ましい。**また、環境改善効果やネガティブな環境効果については、ライフサイクル全体を考慮して判断することが重要である。**

② (【グリーンプロジェクトの判断の観点】について) 別表のトランジションファイナンスに係る注記を本文に移動

(記載) その開示に当たっては、可能な場合には定量的な指標が用いられ、その算定方法や前提条件とともに示されることが望ましい。投資家・金融機関が自らの投資先の温室効果ガス排出量を算定し、ネットゼロを目指していく国内外の動き等もあり、**環境改善効果の定量化は投資家・金融機関の目線からも重要な要素となっているトランジション・ファイナンスも含め、「枠組み」が整備されていく中、グリーンボンド/ローンとして発行されるものであっても、クライメート・トランジション・ファイナンスの要素を市場から求められる場合があることにも留意が必要である。トランジション・ファイナンスとして要求される要素は、国際資本市場協会 (ICMA) 「クライメート・トランジション・ファイナンス・ハンドブック」及び金融庁・経済産業省・環境省「クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針」を参照すること。温室効果ガスの排出を抑制するプロジェクトについては、一定期間固定化して温室効果ガスが排出される (カーボン・ロックインの) リスクも踏まえ、長期的な目標との明らかな不整合が生じないように留意が必要となる。**

③ (【グリーンプロジェクトの判断の観点】について) 地域共生への配慮に係る留意点を本文に追記

(記載) 加えて、ネガティブな効果に関する指標に関しては、環境面からのネガティブな効果として想定される主要なものを列挙したものであり、事業内容等によっては、これら以外の環境面からのネガティブな効果もありうるほか、社会面からのネガティブな効果等も想定されることから、個別事例に応じて検討することが重要である。**資金提供者においても、提供した資金の用途となるグリーンプロジェクトが、期待される環境改善効果以外のネガティブな効果をもたらすことがないか、環境関連のみならず各種関係法令の遵守や地域共生への配慮がなされているか留意することが必要となる。**

④ (【グリーンプロジェクトの判断の観点】について) 多機能性やコベネフィットに係る留意点を本文に追記

(記載) 加えて、グリーンプロジェクトによっては、他の環境目的や経済・社会へ相乗効果をもたらすことが考えられる。**単一のグリーンプロジェクトが複数の社会課題の解決に寄与する可能性や複数の環境改善効果を創出する可能性がある場合、複数の指標を用いて環境改善効果等を多面的に評価することが望ましい。**

⑤ (【グリーンプロジェクトの判断の観点】について) 脚注の参考資料の更新 (脚注番号2, 3) 及び追記 (脚注番号4)

(記載) **例えば再生可能エネルギーに関する事業の実施においては資源エネルギー庁の事業計画策定ガイドラインも参考にすることができる。**
https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/fit_legal.html

改訂に向けた整理 別表

- ① 別表には補足的な留意点のみを記載するという方針のもと、以下の注記を削除し、本文へ移動

(削除した注釈) ※ネガティブな環境効果に関しては、想定される主要なものを列挙しており、事業内容等によっては、これら以外の環境面からのネガティブな効果もありうるほか、社会面からのネガティブな効果等も想定されることから、個別事例に応じて検討することが重要。
※環境改善効果やネガティブな環境効果については、ライフサイクル全体を考慮して判断することが重要。
※グリーンボンド/ローンとして発行されるものであっても、クライメート・トランジション・ファイナンスの要素を市場から求められる場合があることにも留意が必要。トランジション・ファイナンスとして要求される要素は、国際資本市場協会（ICMA）「クライメート・トランジション・ファイナンス・ハンドブック」及び金融庁・経済産業省・環境省「クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針」を参照のこと。
※温室効果ガスの排出を抑制するプロジェクトについては、一定期間固定化して温室効果ガスが排出される（カーボン・ロックインの）リスクも踏まえ、長期的な目標との明らかな不整合が生じないように留意が必要。

- ② 冒頭の注記は、グリーンリスト全体に係る注意事項として記載を修正

(記載例) **グリーンリスト全体に係る注意事項**

※注3-①環境改善効果を算出する際の具体的な指標に用いる値に関しては、絶対量を原則としつつ、守秘義務契約や競争上の配慮の観点より公開可能な情報に制限がある場合や事業内容等によって原単位や変化量等が適切な場合もあるため、個別事例に応じて判断することが必要。

- ③ ICMA Green Bond Principlesの改訂を受けて、グリーンイネープリングプロジェクトに係る記載を追加

(記載) ※グリーンイネープリングプロジェクト（GEP）とは、グリーンプロジェクトのバリューチェーンで重要な役割を果たすものの、それ自体では明確にグリーンとは位置付けられないプロジェクトを指し、たとえそのプロジェクト自体が直接的な環境目的を達成しない場合でも、グリーンプロジェクトのバリューチェーンに（とりわけその成立、製造、実施又はスケールアップに関連して）必要な要素である。そのため本リストでは大分類にかかわらずグリーンプロジェクトの環境改善に貢献するGEPを認識している。GEPの資金を調達する場合、ICMAの「グリーンイネープリングプロジェクトガイダンス文書」を参照し、資金調達を行うことも可能である。また補助的な資料として環境省「グリーンプロジェクトに寄与する事業の考え方」がある。

大分類 1

再生可能エネルギーに関する事業（発電、送電、機器を含む。）

小分類 (資料4に示す 改訂案の小分 類番号)	変更点		
	小分類	環境改善効果を算出する際の 具体的な指標の例	ネガティブな 環境効果の例
1-1	—	—	【バイオマス】 ・ 施設や搬入用車両からの 騒音 、排ガスによる大気汚染 ・ 施設からの排水による水質汚濁、温排水による海域生態系への悪影響、 騒音 、燃料保管時の悪臭、食料競合 等
1-2	—		
1-3	—		
1-4	—		
1-5	—		
1-6	—		

大分類 2

省エネルギーに関する事業（省エネ性能の高い建築物の新築、建築物の省エネ改修、エネルギー貯蔵、地域冷暖房、スマートグリッド、機器を含む。）

小分類 (資料4に示す 改訂案の小分 類番号)	変更点		
	小分類	環境改善効果を算出する際の 具体的な指標の例	ネガティブな 環境効果の例
2-1	<p>事務所、工場、店舗、住宅等について、省エネルギー性能の高い建築物の新築又は改修を行う事業（断熱改修、環境認証取得に関わるもの、農林漁業関連施設、上下水道施設、データセンター等における事業を含む。）</p> <p>※BELS等の環境認証取得や、ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）、ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）その他省エネルギー性能の高い建築物の新築又は改修（断熱改修含む）に関わるもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> 事業に係る建築物に関し取得したBELS、ZEH、（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）、GX ZEH、GX ZEH-M、ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）等の環境認証の種類と評価 	<ul style="list-style-type: none"> データセンター等における通信技術等の運用時を含むライフサイクル全体におけるエネルギー使用量の増加 施設の新設・増設に伴う土地造成による生態系への悪影響 等
2-2	—		
2-3	—		
2-4	—		

大分類3

汚染の防止と管理に関する事業（排水処理、温室効果ガスの排出抑制、土壌汚染対策、廃棄物の3Rや熱回収、これらに関連する環境モニタリングを含む。）

小分類 (資料4に示す 改訂案の小分 類番号)	変更点		
	小分類	環境改善効果を算出する際の 具体的な指標の例	ネガティブな 環境効果の例
3-1	資源循環、廃棄物の3Rや熱回収に関する事業：	—	<ul style="list-style-type: none"> 事業による生態系の悪影響
3-2	—	<ul style="list-style-type: none"> 事業実施により削減された水質汚濁物質（有害物質（カドミウム等）の公共用水域等への排出量 (t) 事業実施により削減された排水の化学的酸素要求量（COD）、または生物化学的酸素要求量（BOD）等）の公共用水域等への排出量 (t) 	
3-3	—	—	
3-4	—	—	
3-5	—	<ul style="list-style-type: none"> 使用されているプラスチックのうち、生分解性の割合又はエンドオブライフにおいてリサイクル循環利用（再使用・再生利用）される割合 (%) 	
3-6	—	—	
3-7	—	—	

大分類 4

自然資源・土地利用の持続可能な管理に関する事業（持続可能な農業・漁業・水産養殖業・林業、総合的病害虫・雑草管理（IPM）、点滴灌漑を含む。）

小分類 (資料4に示す 改訂案の小分 類番号)	変更点		
	小分類	環境改善効果を算出する際の 具体的な指標の例	ネガティブな 環境効果の例
4-1	—	<ul style="list-style-type: none"> 環境負荷低減事業活動に取り組む農地の面積 (ha) ※、環境負荷低減事業活動の取組による農産物の収穫量 (t) ※、<u>環境負荷低減事業活動の取組による温室効果ガスの排出削減量 (t-CO2換算) ※</u> <u>家畜の排せつ物管理方法の変更や飼料添加物等の給与による家畜由来の温室効果ガスの排出削減量 (t-CO2換算/年)</u> <u>バイオ炭の農地施用による土壌炭素貯留量 (t-CO2換算/年)</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 農業や漁業の実施に伴う外来種の導入・拡散 事業実施に伴う鳥獣被害の増加 事業の実施によるエネルギー使用量の増加 事業の実施に伴う騒音、外来種の導入・拡散 事業実施に伴う土地造成、土地利用の改変による生態系への悪影響 等
4-2	—	—	
4-3	—	—	
4-4	—	<ul style="list-style-type: none"> 事業によって保全された都市緑地の面積(m2) 	
4-5	—	—	
4-6	—	—	

大分類5 生物多様性保全に関する事業（沿岸・海洋・河川流域環境の保護を含む。）

小分類 (資料4に示す 改訂案の小分類 番号)	変更点		
	小分類	環境改善効果を算出する際の 具体的な指標の例	ネガティブな 環境効果の例
5-1	※各生態系の見出しを太字にする修正 例) -森林生態系:	—	<ul style="list-style-type: none"> 事業実施に伴う鳥獣被害の増加 事業実施に伴う騒音 等
5-2	絶滅危惧種※ ※環境省又は各自治体が作成するレッドリストに おいて、絶滅危惧種と評価されている種。	<ul style="list-style-type: none"> 絶滅危惧種の回復量(生息・生育状況(種数、 個体数、生息・生育地点数等)) 飼育・栽培・繁殖を行っている絶滅危惧種の 種数・個体群数 種の保存法に基づく保護増殖事業の一環とし て行う事業の実施数 	<ul style="list-style-type: none"> 不適切な野生復帰に伴う以下生態系への悪 影響生態系(絶滅危惧種その他在来種の種 数・個体数、生息域内個体群の攪乱(生物間 相互作用)生育地点数、生息・生育面積等の 攪乱(競合減少・消失等))
5-3	侵略的外来種※ ※環境省及び農林水産省の作成する生態系被害防 止外来種リストにおいて、我が国の生態系等に 被害を及ぼすおそれのある外来種とされている 種。	<ul style="list-style-type: none"> 実施する事業のうち、外来種の非意図的侵入 に関して事前に対策を行ったものの割合 (%) 産業利用、研究等の用途で意図的に導入した 外来種の野生への逸出対策を行う事業所等の 割合 (%) 新たに事業対象地等において新たに外来種が 確認された際に、速やかに防除等の措置を講 じた件数 (件) 	<ul style="list-style-type: none"> 捕獲後の外来種が脱走することによる分布拡 大等、生態系への悪影響
5-4	—	—	—
5-5	—	—	—

大分類 6

クリーンな運輸に関する事業（電動車、公共交通機関、鉄道、自転車、複合輸送、クリーンエネルギーを利用する輸送手段や有害物質の発生抑制のためのインフラの整備を含む。）

小分類 (資料4に示す改訂案の小分類番号)	変更点		
	小分類	環境改善効果を算出する際の具体的な指標の例	ネガティブな環境効果の例
6-1	—	<ul style="list-style-type: none"> 整備した施設数（箇所）、施設の収容能力（台）、施設の利用率・稼働率（%） 	<ul style="list-style-type: none"> 輸送手段の利用に伴う外来種の導入・拡散
6-2	—		
6-3	—		
6-4	—		
6-5	—		

大分類 7

持続可能な水資源管理に関する事業（清浄な水や飲用水の確保のためのインフラ、都市排水システム、河川改修その他の洪水緩和対策を含む。）

小分類 (資料4に示す 改訂案の小分 類番号)	変更点		
	小分類	環境改善効果を算出する際の 具体的な指標の例	ネガティブな 環境効果の例
7-1	—	<ul style="list-style-type: none"> 年間排水処理効率（例：事業実施前後での排水の処理量と、再利用量又は削減貢献量（m³/年）及び削減貢献割合（%）） 雨水浸透施設整備面積（ha） 	—
7-2	—	—	—
7-3	—	<ul style="list-style-type: none"> 供給量（m³/年）や供給安定性（例：給水制限日数の削減（日）等） 	—
7-4	—	<ul style="list-style-type: none"> 事業実施により削減された水質汚濁物質（有害物質（カドミウム等））の公共用水域等への排出量（t） 事業実施により削減された排水の化学的酸素要求量（COD）又は生物化学的酸素要求量（BOD）等の公共用水域等への排出量（t） 	—
7-5	—	—	—

大分類 8

気候変動に対する適応に関する事業（気候変動の観測や早期警報システム等の情報サポートシステムを含む。）

小分類 (資料4に示す 改訂案の小分 類番号)	変更点		
	小分類	環境改善効果を算出する際の 具体的な指標の例	ネガティブな 環境効果の例
8-1	農業・林業・水産業： 気候変動に対応する作物品種や技術の開発や導入（品目転換を含む）、施設栽培・畜産における設備等の導入…	—	—
8-2	—	—	—
8-3	—	—	—
8-4	—	—	—
8-5	—	—	—
8-6	—	・ 従業員等の熱中症対策コスト（円）罹患件数の減少（件）	—
8-7	—	—	—
8-8	—	—	—

大分類9

循環経済に対応した製品、製造技術・プロセス、環境配慮製品に関する事業（環境配慮型製品やエコラベルや認証を取得した製品の開発及び導入、再生材や再生可能資源等の環境負荷低減効果のある素材による包装、循環経済に関するツールやサービスを含む。）

小分類 (資料4に示す 改訂案の小分 類番号)	変更点		
	小分類	環境改善効果を算出する際の 具体的な指標の例	ネガティブな 環境効果の例
9-1	<p>※記載を微修正し、見出しに変更</p> <p>環境に配慮した製品を製造する事業： ー(環境配慮型製品やエコラベルや認証を取得した製品等の開発及び導入、再生材や再生可能資源等の環境負荷低減効果のある素材による包装、循環経済に関するツールやサービス(環境負荷の低減につながる、製品の適切な長期利用を促進するシェアリング、サブスクリプション、リペア・メンテナンス等)、当該製品製造に供する工場・事業場の建設・改修、食料・農林水産業における持続可能な加工・流通システムの構築に資する取組を含む。ー</p>	<ul style="list-style-type: none"> 事業実施前後によるカーボンフットプリントの削減量 (t-CO2)、<u>温室効果ガス排出の削減貢献量 (t-CO2)</u> 及び <u>削減実績量 (t-CO2/t)</u> <u>重要原材料の割合 (%)</u> ※1 <u>原材料投入量の削減量 (t)</u> ※1※2 ※1 指標として採用する場合は、<u>算定対象(一次資源、二次資源のいずれか、もしくはその合計等)を明確にすることが望ましい</u> ※2 事業実施前後の原材料投入量 (t) を比較して算出 <u>収益に対する原材料投入量の総量 (t/円)、原材料投入単位あたりの収益 (円/t)</u> <u>同等の製品と比較した際に想定される製品寿命の延長 (年)</u> <u>エンドオブライフにおける使用されているプラスチックのうち生分解性又はリサイクルの割合 (%)</u> <u>製品の廃棄量に対する循環利用量の占める割合 (%)</u> ツールやサービスにより回避できた <u>CO2排出量 (t-CO2)</u> や <u>廃棄物の量 (t)</u> 	—
9-2	<p>※記載を微修正し、見出しに変更</p> <p>温室効果ガス削減に資する技術や製品の研究開発・実証等に関する事業： ー(関連項目に記載されている事業に関連する技術や製品、水素、アンモニア、CO2の分離・回収・貯留・利活用に関する技術、次世代航空機、ゼロエミッション船(アンモニア燃料船、水素燃料船等)、SAF(持続可能な航空燃料)、バイオ燃料等。あくまで例示であり、これに限られるものではない。ー</p>	<p>大分類1、2、<u>3</u>、6等の関連する指標をまとめること</p>	<p>その他、大分類1、2、<u>3</u>、6等の関連する項目を参照すること。</p>

大分類10 グリーンビルディングに関する事業

小分類 (資料4に示す 改訂案の小分 類番号)	変更点		
	小分類	環境改善効果を算出する際の 具体的な指標の例	ネガティブな 環境効果の例
10-1	—	<ul style="list-style-type: none"> ・ 温室効果ガス排出の年間削減量 (t-CO2換算/年)、削減貢献量 (t-CO2換算/年) ・ 持続可能な森林から産出された木材 (森林認証 (FSC認証、SGEC/PEFC認証) を取得した森林から産出された木材、又は、クリーンウッド法に基づき合法性が確認でき、かつその木材が産出された森林の伐採後の更新の担保を確認できる木材) の調達量(t) や割合(%) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物の新築に伴う土地造成による生態系への悪影響 等

改訂に向けた整理 環境認証・認定・ラベル表示制度等について

① 意見募集に寄せられた御意見を受けて、冒頭の注釈を修正。

(記載) ※認証制度は、認証を取得した事業等が絶対的にグリーンであることの証明ではない環境への影響や環境性能以外を評価対象とする場合もあるので、留意が必要。

② 意見募集に寄せられた御意見を受けて、GAP認証制度の紹介文を追記。

(記載) ・GAP認証制度（運営主体：Agraya GmbH、日本GAP協会）
農業生産の各工程の実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動であるGAP（Good Agricultural Practices：農業生産
工程管理）に対する認証制度。「GLOBALG.A.P.」、「ASIAGAP」、「JGAP」の3種類が国内で普及している。